求人・求職者のみなさまへ

事業所名

取扱職種の範囲等　※許可証より転記してください。

　・当事務所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

手数料に関する事項

　 ※求人者・求職者双方に対して、１（(1)～(3)）、２（(1)又は(2)）両方の明示が必要です。

選択して記載してください。

１　求人者から徴収する手数料

　　（１）厚生労働省令で定める手数料（上限制手数料）

　　　　・別紙の手数料表により申し受けます。　※手数料表を添付せず、具体的に記載しても構いません。

　　（２）届出制手数料

　　　　・別紙の手数料表により申し受けます。　※手数料表を添付せず、具体的に記載しても構いません。

　　（３）労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料

　　　　・労災保険料に充てる額として、当該者の賃金の1000分の5.5（令和７年4月現在）以下の手数料を

申し受けます。

２　求職者から徴収する手数料

1. 手数料を徴収しない場合

・手数料は一切申し受けません。

1. 手数料を徴収する場合

・別紙の手数料表に申し受けます。　　※手数料表を添付せず、具体的に記載しても構いません。

苦情の処理に関する事項

　・苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の〇〇です。

　・苦情の申出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

　・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の〇〇です。

　・収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

　・求人者又は求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

返戻金制度に関する事項　※１、２から選択してください。

　１　返戻金制度を設けている場合

　　　　※設定している返戻金制度について具体的に記載。なお、「個々の契約により異なる」は不可。

　　・紹介した人材が、自己の都合により1か月未満で退職した場合は、紹介手数料の〇％相当額、3か月未満

　で退職した場合は〇％相当額、６か月未満で退職した場合は〇％相当額を返金します。

　２　返戻金制度を設けていない場合

　・当紹介所は、返戻金制度を設けていません。

違約金等に関する事項

　※求人者に対する違約金規約を設けている場合

「違約金の額」「違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容」について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メール等により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示してください。